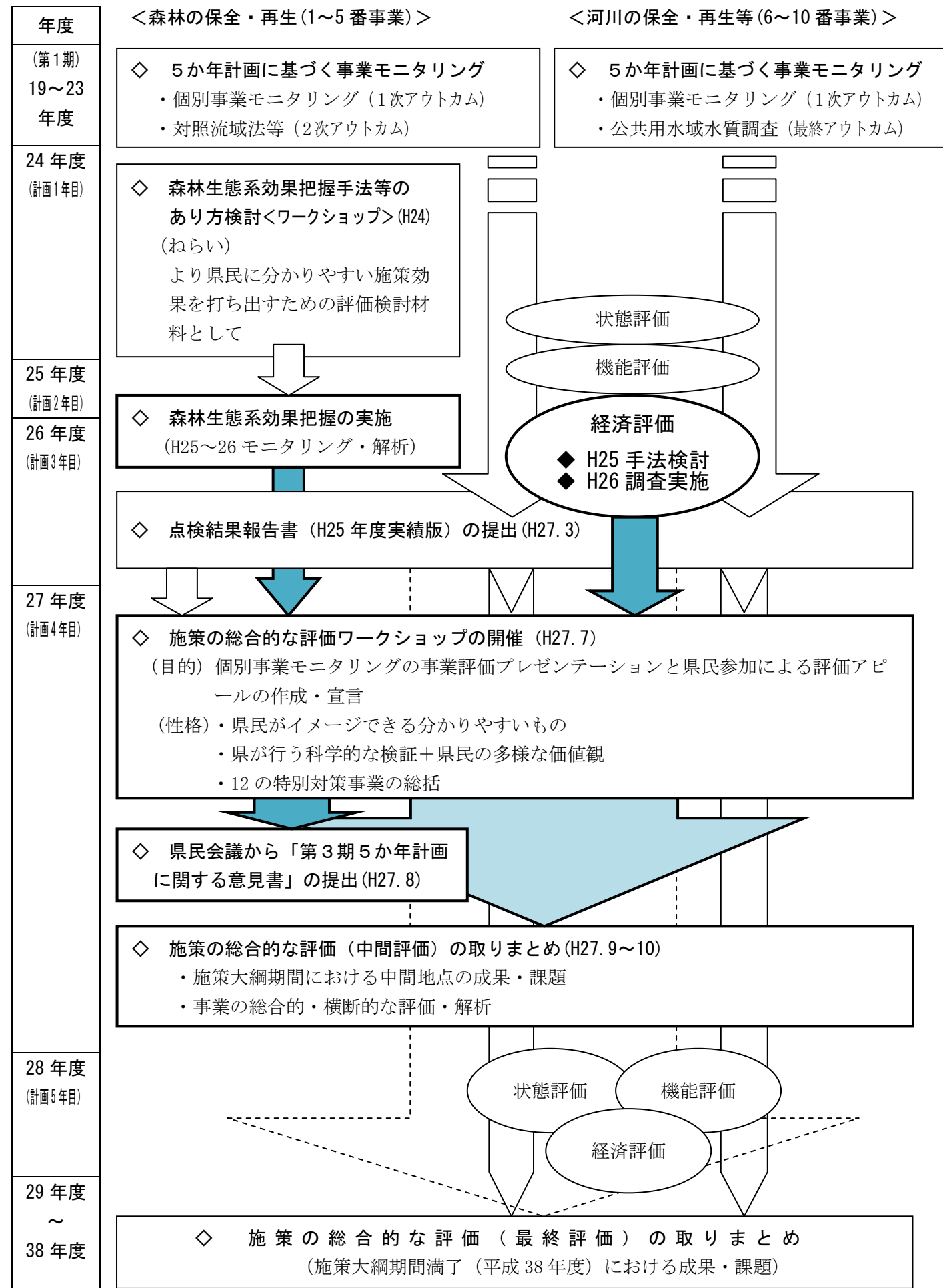


水源環境保全・再生施策の総合的な評価について

施策評価のロードマップ骨子



1 経済評価に関する有識者ヒアリング結果概要

施策評価(経済評価)の実施方法等の検討のため、有識者4名にヒアリングを行った。

No	項目	有識者意見の概要
①	実施の是非等	前回のCVM調査は施策導入前。事業実施から一定期間経過後の評価は有意義である。
②		評価結果として得られるものに対するコストパフォーマンスが低い可能性もある。
③	実施方法	CVMは市民のマインドをはかるため情緒的で外部要因の影響を受ける。
④		③意見のとおりだが、それはCVMが社会情勢を正しく反映している故のもので、欠点ではない。
⑤		CVMは市民のマインドなので、「代替法」による評価の方が良いのではないかと。
⑥		「代替法」は簡便な方法。分かりやすく示せる評価として行政で40年近く活用されてきた方法であり一定の評価はすべき。
⑦		「代替法」で評価可能な対策であれば問題ない。ただし市場価値で代替出来ない森林生態系や景観に関する対策には適用不可。
⑧		施策全体の事後評価はCVMで可。総合的な評価や将来の見直しに向けたニーズ把握を重視するならば評価の内訳まで求めるコンジョイントが必要。両者の併用が良い。
⑨	評価結果	あくまでも評価の視点の一つで、評価結果は参考として考えるぐらいの方が良い。
⑩		外部要因に影響されるので調査を複数回行うのが望ましい。
⑪		現在の税額を示して調査実施した場合、結果はその前後に収束する可能性はある。外部要因などによっては現在の額を下回る可能性もある。

2 水源環境保全・再生施策の総合的な評価の考え方(案)

(1) 総合的な評価(中間評価)について

- ① 総合的な評価
 - <狭義>モニタリング結果の相互解析、相乗的な成果を踏まえた評価
 - <広義>施策の実施効果について、「状態(1次的アウトカム)、機能(2次的アウトカム)、経済」の3つの視点による総合的な評価
- ② 県民参加による総合的な評価
 - 県民参加型の施策の総合的な評価ワークショップを開催

(2) 経済評価について

- 経済評価については、有識者ヒアリング結果を踏まえ、水源環境保全・再生施策を実施することによる経済的な価値について、国の公共事業評価を中心に長年にわたり活用されている「代替法」の手法により試算し、県民に分かりやすく見えるかたちで情報提供する。
- 特別対策事業を網羅的に「代替法」で試算することは難しいが、水源かん養や山地保全など試算可能なものを全て活用しながら経済的な価値を算出する。

(3) 総合的な評価ワークショップについて

- 平成27年夏にワークショップを開催。ワークショップの柱は、【①事業者(県)から、個別事業単位または森林関係・水関係事業単位での事業評価結果のプレゼンテーションを実施。】【②県民・県民会議は、①の評価結果について議論し、評価アピールの作成・宣言を行う。】の2本立ての構成とする。
- 状態評価や機能評価では、12事業全体を対象とした評価は現時点で困難であることから、ワークショップの一環として、県民の施策に対する認知状況や環境保全に関するニーズの把握、施策を講じることによって保全される水源環境の価値に対する評価を行うため、CVM及びコンジョイント法によるワークショップのプレ調査を実施する。
- 調査の進め方としては、CVMや環境経済等を専門とする有識者検討会議を設置し、調査手順や調査票の設計等に関するアドバイスを得ながら、平成26年度中に予備調査・本調査を実施し、調査結果の取りまとめ・分析を行う。
- 調査結果については、ワークショップの場で、他のモニタリング結果とともに議論の材料の一つとして提示する。